



各 位

会 社 名 マルシェ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 谷垣 雅之
 (コード：7524、東・大証第1部)
 問合せ先 取締役管理部長 川角 茂樹
 (TEL. 06-6624-8100)

剰余金の処分及び剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 27 日開催の取締役会において、剰余金の処分及び平成 25 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当について、平成 25 年 6 月 16 日開催予定の第 41 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 剰余金の処分に関する事項について

当期の繰越利益剰余金の欠損を補填するため、会社法第 452 条の規定に基づき、下記のとおり別途積立金の一部を取崩すものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
 別途積立金 1,950,212,616 円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
 繰越利益剰余金 1,950,212,616 円

2. 平成 25 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当について

(1) 配当の内容

	決 定 額	直近の配当予想 (平成 24 年 5 月 11 日公表)	前期実績 (平成 24 年 3 月期)
基準日	平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日	平成 24 年 3 月 31 日
1 株当たり 配当金	8 円 00 銭	8 円 00 銭	8 円 00 銭
配当金総額	67 百万円	—	67 百万円
効力発生日	平成 25 年 6 月 17 日	—	平成 24 年 6 月 18 日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

(2) 理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、収益に応じて積極的に還元していきたいと考えております。

利益配分につきましては、将来の事業展開や経営体質の強化のための資金を確保しつつ、配当金に関しましては基準配当金額を設定するとともに、一定の経営成績が得られた場合には配当性を勘案して利益還元を行っていくことを基本方針としております。

平成 25 年 3 月期の期末配当金につきましては、当該方針に基づき普通配当 8 円とさせていただきます。これにより中間配当金 1 株につき 8 円と合わせた当期の年間配当金は、1 株につき 16 円となります。

なお、本件につきましては、平成 25 年 6 月 16 日開催予定の当社第 41 回定時株主総会に付議する予定であります。

(参考) 年間配当の内訳

基準日	1 株あたり配当金 (円)		
	中 間	期 末	合 計
当期実績 (平成 25 年 3 月期)	8 円 00 銭	8 円 00 銭	16 円 00 銭
前期実績 (平成 24 年 3 月期)	8 円 00 銭	8 円 00 銭	16 円 00 銭

以 上